

三、更にわが国立大学の自治的經營として有効ならしめたるため、
大学に教授会或は評議会のほかに、商議会（カウンスル）
を設け、学外の高い学識経験ある者の若干名と、当該大学
の教授の若干名と、学長を以て組織し、主として前記（一）に
関する事項と審議すると適当とする。

商議員の員数は、おおむね五名ないし二十名とし、少くとも
その半数は学識経験ある者として当てる。
学識経験者たる商議員は、大学がその候補者として推薦し、
主管大臣が中央教育委員会に議を經て任命し、教授たる商議員は、
教授会（綜合大学に於ては評議會）が推薦した者とし、国立大
臣が任命するにと。

商議員の任期は、三年とし、一年ごとにするか三分の一ずつを改選する。
（備考）
公立大学については、本条中二項及び第三項に準ずること。

